

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第8 （第76条関係） (1) ～(7) （略） (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める <u>漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</u> (9) （略）	別表第8 （第76条関係） (1) ～(7) （略） (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める漁業協同組合連合会 (9) （略）

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。